

人材育成委員会

1. JIPA研修会の企画・運営

人材育成委員会は、日本知的財産協会の会員従業員向け研修会の企画・運営を行っています。この研修会は営利目的ではなく、会員従業員のために、経験ある先輩をはじめとする講師陣がその知識や知恵を後輩に伝授するスタイルで行われており、昨年度の受講生は14,670人に達しています。

人材育成委員会では、企業における知的財産の重要性が高まっている背景から、知財の実務担当者にとどまらずリーダー、管理者、さらに技術者まで、それぞれの目標に沿った幅広い研修を企画・運営し、研修内容の適正化、高質化を目指しています。変化に対応できる人材・グローバル人材の育成のため活動を行っています。

2. 委員会活動ポリシー

人材育成委員会の活動ポリシーは、明るく楽しく充実した委員会活動です。会員満足度の高い知財研修会を提供することはもちろん、これにプラスして、委員自身の自己成長に繋がる活動を効率的に展開することが方針です。

人材育成委員会の活動は、研修会の企画・運営のみならず、企画時の目的に達しているか等、研修会の検証も行っています。会員企業のニーズをくみ取り、知財実務に必要な研修会の企画立案を行い、実施します。その後、次年度のより良い研修会開催に向けて、講義内容等を委員会で振り返り、率直な意見を交換します。

限られた時間の中で、委員それぞれの想いを共有し、充実した議論を行うためにも、仲間としての委員同士のコミュニケーションは欠かせません。委員所属会社にて会議を行う際は会社紹介等を行ったり、会議後に懇親会の場を設けたり等、毎度創意工夫された会議となっています。

3. 構成

人材育成委員会は、4つの小委員会から構成されています。関東地区の研修会を担当する第1小委員会、関西・東海地区の研修会を担当する第2小委員会、経営に資する知財人材育成新規研修会や特別研修会の企画等を担当する第3小委員会、及び海外コース及びグローバル化対応研修の企画等を担当する第4小委員会からなり、今年度は総勢38名で活動しています。全委員が集う合同委員会（年2回）、小委員会の枠を超えた正副委員長会をはじめ、各小委員会を開催し、活発に意見交換・情報交換を行っています。

4. 活動内容

4.1 定例研修会

第1小委員会及び第2小委員会により、定例研修会の企画・改編が行われています。定例研修会を、会員の人材育成プログラムの一環として活用していただけるよう、時代のニーズを踏まえて講義内容等の見直しを行っています。特に本年度は知財業界の状況を受け、10年近く続いた定例研修会の一部の大きな改定を委員の手により達成しました。新しい研修内容が会員の満足を得られるものか、次年

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

度より委員の更なる検証がスタートします。

4.2 臨時研修会

第1小委員会、第2小委員会及び第3小委員会により、会員の関心が高いトピックスや定例研修を補完する内容を提供するため、企画・運営しています。例えば、知財に関する専門知識の枠を越え、今後のグローバル化に対応する研修として企画されたものに「交渉学」が挙げられます。また、他の専門委員会の研究成果を会員へフィードバックする場として、他の専門委員会による協力で臨時研修を開催しています。

4.3 特別研修会

第3小委員会では、「知財変革リーダー」「知財戦略スタッフ」の人物像を設定し、経営感覚人材を育成する目的で3つの特別コースを企画・運営しています。

今年度は、「知財変革リーダー育成研修」のカリキュラムの見直しを行い、知財以外の異分野の講師も招き入れたコースに一新して開催しています。講師を選出する段階から、委員自ら情報収集します。実際に講師と面談を行い研修の目的・イメージを伝えます。

4.4 海外研修

海外に訪問・滞在する海外研修は第4小委員会により企画・運営し、現在下記5つの海外現地研修コースを隔年で開催しています。

- ・ F2コース：米国滞在型研修
- ・ F3コース：中国・韓国・台湾訪問型研修
- ・ F4コース：欧州滞在型研修
- ・ F5コース：中国滞在型研修
- ・ F6コース：インド訪問型研修

研修は3部構成で（事前研修・現地訪問・事後研修）、受講生の学習をサポートします。研修安定運営と継続可能のため、事務局と委員会により不定期に現地研修を視察します。

また、グローバル化に伴う新規の海外現地研修についても積極的に検討しています。

今後の海外現地研修をご期待ください。

5. 委員会を超えた活発な活動

上述の合同会議の開催のほか、他の委員会との研修会内容検討等、よりよい研修会運営のために委員会の枠を超えて幅広く活動を展開しています。委員間のみならず、事務局や研修運営スタッフとの協力を通じ、情報交換も活発に行っています。



知財変革リーダー育成研修の様子



定例研修会の様子

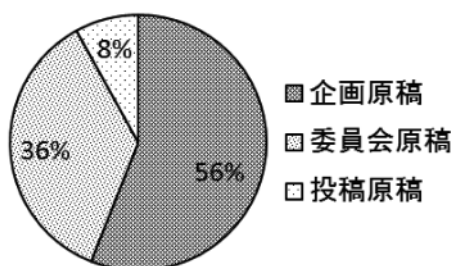
－ 3C（Chance・Challenge・Change）による委員会活動推進 －

会誌広報委員会

1. 構成

会誌広報委員会は、関東近郊のメンバーを中心とした第1小委員会と、関西近郊のメンバーを中心とした第2小委員会から構成され、今年度は、第1小委員会が18名、第2小委員会が6名で活動しています。

会誌広報委員会の活動内容は、日本知的財産協会の機関誌として毎月発行される「知財管理」誌の企画・編成です。「知財管理」誌には各専門委員会等から投稿原稿も多く掲載されていますが、実は会誌広報各委員の提案に基づく企画が過半数を占めています。



2013年度「知財管理」誌の原稿比率

立案した企画内容を委員会内で議論することにより論点を明確にし、執筆頂く先生方と面談することにより更に議論を深め、最終的に自らの企画を誌面に掲載する、という経験は、会誌広報委員ならではの大きな魅力であり醍醐味です。

また様々な業種から幅広い年齢層のメンバーで構成されていて、知財担当業務も様々なので、色々な観点で議論が交わされる点も当委員会の大きな特徴です。

2. 企画から掲載まで

2.1 企画立案

会誌広報委員の主な活動である企画について、委員が企画提案してから論説として「知財管理」誌に掲載されるまでを、「一般企画」を例にご紹介します。

一般企画とは、会誌広報委員が企画する論説であり主に第1小委員会が担当しています。年間を通して毎月「知財管理」誌を発行し続けるためには、この一般企画は欠かせない重要なコンテンツのひとつです。なお、第2小委員会は「判例と実務」の企画を担当しています。

まず各委員は、約半年後の掲載を目指して、日常業務で遭遇する課題や興味あるテーマを基に企画立案して提案書を作成します。この企画案について小委員会のWGで企画をブラッシュアップするのですが、メンバー内で意見交換しながら、実務的な観点を踏まえて論点を絞り込んでいきます。また企画に合わせて、どなたに執筆をお願いするか検討します。

ひとえに「企画をする」といっても、最初は簡単ではありません。関連する情報をインターネットなどで数多く収集し、意見が言えるレベルまで理論武装していく作業は大変勉強になります。また毎月「知財管理」誌を発行するプレッシャーと企画した原稿が掲載された時の喜びは、会社の仕事では

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

もちろん、他の委員会でも味わえない経験です。

2.2 執筆面談

執筆頂く先生が決まると、直接アポイントを取って複数の委員で執筆面談に伺います。面談時には、執筆をお願いする企画の深掘りはもちろんですが、誌面には掲載されない話題や裏話を拝聴できたり、その時々の知財トピックスについて議論が及んだりします。気付けば、面談時間が1時間を越えてしまうこともあります。この有意義な時間が、委員にとっての貴重な経験となっています。またこうした面談がきっかけとなって、会誌広報委員退任後も、社業等で先生とのお付き合いを続けていらっしゃる委員も少なくありません。



面談風景

2.3 論文掲載

初稿として入稿頂いた原稿は、基本的に企画や面談を担当した委員が主となって査読も担当しています。執筆面談時の議論を思い返す一方、「知財管理」誌の読者の視点に立った読みやすさも考慮しながら、原則として複数の委員で査読を進めています。関連する判決や論説に目を通したりしながら、「知財管理」誌に掲載される数ヶ月前に最新の論説を読むことが出来るのも、会誌広報委員ならではのメリットです。その後、必要に応じて修正をお願いするなどして、最終的に「知財管理」誌に掲載される原稿に仕上げていくことになります。

このようにして会誌広報委員会では、毎月の委員会で企画立案と査読を並行して行うことにより、協会会員の方々の実務に役立つ記事をいち早く「知財管理」誌に掲載するよう努めております。誌面に関し要望等ございましたら、是非お聞かせ頂ければ幸いです。

特許第1委員会

特許第1委員会は、62名が5つの小委員会に分かれて構成され、主に権利化前における特許制度の諸問題にターゲットをあてて調査研究しています。その成果は、意見発信・政策提言、特許庁への直接の要望提出、および、会員への情報提供等に活かしています。

調査研究の課題は、特許要件・諸制度・審査に関し、法令から運用のレベルまでさまざまです。近年は、特許要件に関しては他極との比較を含めた検討、審査に関しては審査迅速化の影響の考察を行ってきたところ、最近では、世界的な実体ハーモ進展、および、審査品質の施策強化が進みつつあることから、意見発信先が広範囲化（3極・5極のユーザ団体合会や特許庁会合等）するとともに、タイムリーな意見発信が多くなっている（産構審の審査基準WG等）傾向にあります。

活動では、問題認識およびあるべき姿を企業の立場から様々な観点で徹底的に議論しています。また、問題点の確認やエビデンスの収集のため、多数の審査包袋や裁判例等の調査も行っています。

このように大変な作業も伴いますが、実務経験豊富な委員の皆さんが、企業にとってより良い特許制度を実現しようと、多様な業界・企業メンバが集う場からの刺激も受けつつ鋭意がんばっています。

分類	最近の調査研究テーマ
特許制度ハーモナイゼーション	2012年度「審査促進に関する各国制度」 2013年度「各国のクレーム記載要件」 2014年度「CAF（Common Application Format）の残課題」
記載要件	2012年度，2013年度「三極における記載要件判断動向」 2014年度「五極における記載要件判断動向」
進歩性	2012年度「周知技術」 2013年度，2014年度「三極における進歩性判断動向」
特許出願諸制度、審査過程における諸問題	2012年度「発明の単一性，シフト補正」「誤記の訂正」 2013年度「分割出願制度に関する諸問題」「拒絶理由通知における諸問題」 2014年度「審査の質に関する諸問題」「拒絶理由通知の定型化に関する検討」

特 許 第 2 委 員 会

私たちは、「特許の世界が見える，世界を変える！」(Watch and Make the Patent World better with us!!) をスローガンに、「審査後・権利化後」のステージ，すなわち，審査後（拒絶査定不服審判）や，特許登録後の様々な場面（無効審判，訂正審判，審決取消訴訟，侵害発見，侵害警告，侵害論，損害論など），特許制度の在り方（法改正，知財推進計画など）について，調査研究します。その成果は，会誌「知財管理」に論説を掲載したり，東西部会で発表したり，他団体（知財高裁，東京地裁，大阪地裁，特許庁審判部，日弁連，東京弁護士会，大阪弁護士会，仲裁センタ，弁理士会，等）と意見交換したり，様々な意見発信や政策提言などします。

これらの活動は，ベテランも若手も，老若男女，明るく，楽しく，活気ある，風通しの良い運営により，委員の一人ひとりの自己成長を促し，また一生の宝となる出会いがあります！ 来年度，ぜひ一緒に活動しませんか？

審査後・権利化後の特許の調査研究！

権利化後の 諸問題の研究	意見発信 政策提言	特許庁と 意見交換
裁判所と 意見交換	自己成長 出会い	メンバー 61名(61社)
特許制度の 在り方の研究	審判・審取 訴訟の研究	判例研究 (侵害・審取)



楽しい合宿！熱い議論！

	最近の調査研究テーマ
第1小委員会	権利化後の諸問題の研究 2012年「判定制度に関する一考察」 2013年「知的財産権侵害の警告における留意点の研究」 2014年「無効理由として公知発明・公用発明を用いる場合の留意点の研究」
第2小委員会	特許権侵害訴訟の実務における研究（侵害論，損害論等） 2012年「特許法102条3項により算定される損害賠償金額の予測可能性」 2013年「特許法第102条を踏まえた特許の有効活用」 2014年「特許発明の技術的範囲の文言解釈に出願経過が参酌された事例の検討」
第3小委員会	審判（無効，訂正，拒絶査定不服）及び審決取消訴訟に関する研究 2012年「補正，訂正等の新規事項追加に関する考察」 2013年「進歩性における周知技術に関する諸考察」 2014年「第29条の2の実質同一に関する諸考察」
第4小委員会	判例研究（侵害，審決取消を含む裁判例全般） 2012年「均討論の傾向と今後の展望」 2013年「間接侵害に関する諸問題の研究」 2014年「クレーム解釈に関する諸問題の研究」
第5小委員会 (中長期)	特許制度の在り方（法改正，知財推進計画の課題等）の研究（外部とのコラボを含む） 2011～2012年「オープンイノベーションを促進する制度に関する検討」 2013～2014年「侵害発見（特許の監視性）の問題」

国際第1委員会

1. はじめに

外国の、主に特許関係の調査、研究を行う委員会として、国際第1委員会、国際第2委員会、国際第3委員会、および国際第4委員会の四つの委員会があります。四つの委員会は、それぞれが担当する地域が異なります。

我々、国際第1委員会は、米州（米国、中南米、カナダ）を担当しています。

今年度は54名（留任者29名、新任者25名）の皆さんが集まってくださいました。執行部は、委員長以下、委員長代理1名、副委員長4名の6名体制で、委員会の運営を行っています。

委員の方々は、五つのWG（小委員会）に分かれて活動を行っています。各WGの活動は、「知財管理」誌に掲載する論説としてまとめるか、資料集（ピンクの本）として発行するか、東西部会で発表して、会員企業の皆さんにお知らせするようにしています。

通常は、月に一度、全体委員会を日本各地（関東、東海、関西のいずれか）で開催し、同時にWG活動も行っています（全9回）。

また、年に二度、国際委員会全体の合同委員会も開催し、委員会間での懇親や情報共有を行っています。

2. 活動方針

- (1) 米州地域における最新の知財状況、特有の制度等の明確化
- (2) 楽しんで学び、フラットな人のネットワークを構築する場の提供
- (3) 会員企業に対する有益な知財情報等の発信、対外への意見発信

以上、三点を活動方針としています。

(1) は当然のことですが、(2) については、委員の皆さんに、遠いところ、日頃の業務時間を割いて委員会活動に参加していただく訳ですので、参加して「楽しい」「有意義だ」と思っていただけの雰囲気作りが大切だと思っています。

また、(3) については、これまで行ってきたAIA（米国発明法）の改正等の最新情報の発信や、パブコメのUSPTOへの提出だけでなく、本年度からは、米国の特異な制度（IDSや限定要求等）について、国際政策PJを通じて、三極やIP5のユーザ・特許庁長官会合等で改善要求する活動も開始いたしました。今後は、より対外的な発信を意識して、活動していきたいと思っています。

3. 研究内容

(1) WG1

(チーム1) 米国特許改正法（AIA）の権利化後の研究－IPR包袋解析－

(チーム2) 米国特許改正法（AIA）の権利化前の研究

2011年度以降、米国特許法改正については、委員会で専門WGを構成し、フォローしてきました。その成果は、JIPAのウェブ上の資料「米国特許法改正（AIA）の概要」、および、資料「米国特許をうまく取得する方法（第5版）」等に開示されています。委員の皆さんのご努力のお陰で、AIA研究については、日本国内でも最先端を行っているのではないかと自負しています。

本年度、WG1では、二つのチームに分かれて、HP資料の更新と、より具体的な調査研究を行って

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

います。また、今年度は、上述した「米国特許をうまく取得する方法」の臨時研修も委員会主体で行う予定です。

(2) WG2「最近の米国における損害賠償額の認定方法の研究」

米国は判例法の国であり、常日頃から判決をフォローしておくことが重要です。国際第1委員会では、毎年、1～2のWGで判例研究を行っています。

今年度は、WG2の皆さんに、昨今話題の標準必須特許の損害賠償額についての判例研究を行っています。委員会の活動の骨格となる判例研究は、今後も継続したいと思います。

(3) WG3「米国の限定要求等、単一性関連のOAに関する実態調査、研究」

WG3は、今年から立ち上げた新WGで、JIPAが目標とする「特許制度の国際的な調和」を目的とした調査研究を行っています。具体的には、他国の単一性とは異なる米国の「限定要求 (Restriction Requirement)」が濫発されている現状に鑑みて、他国で単一性のOAが出る割合と、米国の限定要求の割合とを比較します。そして、出願人の負担を客観的に示すことによって、米国に制度の改正、調和を要求したいと考えています。本WGは、国際政策プロジェクトと連携して活動を進めています。

(4) WG4「米国企業による戦略的特許買収」

WG4では、数年前から、Google、Apple等の米国企業の知財戦略の分析や、NPE研究等の、企業戦略検討を行ってきました。本年度は、昨今の特許の大型買収の背景にある企業戦略を探る、という大きなテーマに挑戦しています。

(5) WG5「ブラジル特許権利取得における留意点」

WG5では、中南米研究を行ってきました。昨年度は、ブラジルへの調査団派遣を実現できました。その成果は、資料「ブラジルの知的財産制度 (改訂第2版)」として発行されています。

本年度は、より具体的に、会員企業の皆さんの経験頻度が少ないと思われるブラジルの特許の中間処理について、具体的に案件を検討して留意点をまとめる活動を行っています。

ブラジル以外にも、2011年度には、メキシコへ調査団を派遣した実績があります。中南米は遠いですが、実際に行ってみると、「百聞は一見に如かず」ということが数多くあるようです。今後も、継続的に中南米に調査団を派遣し、生の情報を入手できればと考えています。

4. その他の活動内容

皆さんがご覧になっている「知財管理」誌の「外国特許ニュース」の米国分は、国際第1委員会の委員の皆さんによって執筆されています。最新のCAFCの判決を読み込み、分かりやすく解説していただいています。米国は前述のように判例法の国ですので、この活動も非常に重要だと考えています。

5. 終わりに

以上ご説明しましたように、国際第1委員会では、米国を中心として、「楽しく」をモットーに、法改正、判例、企業戦略等の調査研究を幅広く行っています。日頃のご支援に心から感謝いたしますとともに、我々の活動が、皆さんの業務のお役に立てれば、この上ない幸せです。

米州関連の調査研究にご興味をお持ちの方は、是非ご参加ください。

国際第2委員会

1. はじめに

国際第2委員会は、「国内外におけるJIPAのプレゼンス向上に繋がるアウトプットを行う」をモットーに、JIPA会員各社から集められた精鋭29名、月に1回のペースで活動をしています。また、委員会活動を通して、各委員の人脈形成および成長のための気づきの場となるようにしています。

また、グローバルな知財制度改善を目指し、委員会での活動の成果を三極・五極の特許庁やユーザ団体、WIPOへ積極的に提言しています。

2. 委員会構成

委員会は、夫々の担当地域を分けた3つの小委員会で構成しています。

(1) 第1小委員会（欧州担当）

本年度は、前回の改訂から5年近く経過した、資料「欧州特許を上手に取得する方法」の改訂を視野に、ユーザにとってより参考になる情報の追加を目指し、①欧州特許制度と欧州各国特許制度の制度比較による知財戦略の提案、②欧州に特徴的な審査に関する欧州審査の上手な対応の提案、の2つの観点から調査・研究を行っています。

(2) 第2小委員会（アフリカ担当）

近年経済発展が進むアフリカは、今後日本企業にとって重要な市場国となると予想されます。そこで、アフリカでの特許の位置づけや訴訟制度などから知財環境を把握し、知財活用の可能性・有効性に関する調査・研究を本年度から開始しました。本年度は、調査国の選定から開始し、現在は、来年度の調査団派遣を視野に入れ、ガーナを中心に調査・研究を行っています。

(3) 第3小委員会（WIPO担当）

第3小委員会では、PCTの国際調査報告（ISR）、国際予備審査報告（IPER）の活用法に関し、2008年度から継続して調査・研究を行っています。本年度は、国際調査報告で肯定的見解（新規性・進歩性有）と判断されたものの、国内段階での審査において新規性なしと拒絶された案件についてその原因は何かを調査し、今後の実務強化・ISRの質改善の提言を繋げる活動を行っています。

3. おわりに

国際第2委員会では、上述の調査・研究を熱く議論する昼の部に続き、様々なことを楽しく議論する夜の部も開催しています。ご興味をもたれた方は、ぜひ国際第2委員会に参加して下さい！



国際第3委員会

国際第3委員会は、中国・韓国・台湾の特許制度に関する調査・研究を行っています。中国・韓国・台湾において如何にして特許を確保し活用すれば良いのか、或いは、どのような特許紛争が生じているのかなど、知財管理実務に沿ったテーマを設定して活動しています。

すぐお隣の国々でありながらまだ特許制度や社会環境が異なる部分も多く、当委員会の活動でも毎年新たなテーマが生まれています。調査研究結果に対して会員の皆様からのご意見を頂戴し、より良い成果を残すべく活動したいと思います。ご指導よろしくお願いいたします。

1. 構成

2014年度の国際第3委員会は、参加している委員のテーマ希望が特に多い中国にターゲットを絞り、4つの領域①職務発明、②権利化、③権利行使、④判例研究に分け、4つの小委員会を構成しています。また、韓国・台湾についても例えば法改正のパブコメ募集等がある際にスポット対応しています。

関東・東海・関西、そして長野や富山からも委員が参加し、若手からベテランまで総勢41名で活動しています。国際委員会らしく中国語のネイティブ・スピーカーも複数名所属しており、時おり中国語の会話も聞こえてくることも特徴のひとつと言えます。



2. 活動方針

海外の法制度について検討する際には、どうしても自国日本の制度や運用をベースにして検討しませんが、当委員会では「日本の出願人」ではなく、単に「出願人」という立場で検討するよう心がけています。各国出願人が各国特許庁とのやりとりをする中で何に困っているのか、或いは、権利行使する／されるときにどのように対処すべきなのかを意識しています。このようなスタンスで検討することによって、日本だけでなく世界の出願人の思いを各国当局へ伝えることが出来ると考えています。

一方で職務発明制度の運用や間接侵害の考え方などは日本の経験が他国にも参考になりますので、メリット・デメリットを見極めながら検討しています。

そしてもう一つ、楽しく前向きに活動できるよう、委員間の交流の場を多く設けるようにしています。各参加企業の工場見学をさせて頂いたり、委員会終了後に各地において懇親会を開催したりしています。また、他の国際委員会とも年に数回合同委員会を行うだけではなく、今年度はソフトウェア委員会とも合同委員会を開催しました。韓国の代理人を招聘して韓国IT企業の知財戦略についてプレ

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ゼンしていただき、その後意見交換することにより両委員会とも良い情報を得ることができました。このように委員会内外の枠にとらわれず交流し、異業種間での情報交換の場ともなっています。



じっくり議論



楽しく議論

3. 活動内容と成果

委員会は原則として毎月1回開催し、前半は全員揃っての会議、後半は小委員会に分かれて小委員長のリードの下で個別テーマについて検討しています。必要に応じて企業へのヒアリングや国内外の特許事務所・法学者等とも意見交換することもあります。我々の気づかない点を指摘していただいたり、逆に出願人の思いを代理人や学者にインプットしたりしています。

調査研究結果はJIPAが発行する「知財管理」誌への論説投稿、中国・韓国・台湾の特許出願のマニュアル等を別冊資料で発行することで会員の皆様にご提供しています。また、文献としての発表だけでなく、アジア戦略プロジェクト等と連携してパブコメとして提出することでJIPAの政策活動にも活用されています。

4. 今後の期待

近年は東アジアに続けと言わんとばかりに東南アジア諸国の経済発展もめざましく、それに伴いアジアは世界で最も知財制度の動きが激しい地域となってきました。国際第3委員会は、JIPAスローガン『世界から期待され、世界をリードするJIPA』を正に実行する一部隊であり、頼られる存在でありたいと思います。今後も中国・韓国・台湾に興味のある委員を迎え入れ一緒に楽しく活動していきたいと思っています。多くの皆様の参加をお待ちしています！

5. 委員の声

最後に、実際に活動している委員に聞いてみた感想を幾つかご紹介したいと思います。「同じ中国や韓国への対応でも業種や経験の違いで各社の運用が異なり非常に参考になる」、「パブコメにかかる前の法令案や政府内の検討状況の情報を早い時期に入手でき、会社に良いフィードバックができる」、「会社の業務より面白い」などそれぞれ楽しんで参加しているようです。

国際第4委員会

1. 委員会の構成

国際第4委員会は2013年に新設された委員会で、東南アジア・インド・オセアニア・中東地域・トルコを担当範囲とし、2014年度は委員長、副委員長9名、および、委員18名の計27名で活動を行っている。

2. 委員会の運営

委員会では、4つの小委員会を編成し、原則として、毎月、定例会議を開催し、全体会議と小委員会活動を行っている。各小委員会は担当の副委員長を小委員長として、上記の定例会議の他に臨時の小委員会を開催しつつ、各小委員会担当のテーマの検討を行っている。

また、委員長及び副委員長を中心に政策プロジェクトの中でアジア戦略プロジェクト、経済連携プロジェクトへの対応も行っており、委員会の枠を越えて活動を行っている。

3. 委員会の活動概要

3.1 本年度の活動方針

本年度は担当地域の中から、フィリピン、シンガポール、UAE・サウジアラビア、トルコについて調査・検討を行っている。

3.2 各WGの活動

(1) 第1小委員会

「フィリピンにおける特許取得と権利行使の実態の調査研究」をテーマとして活動を行っている。

具体的には、フィリピンにおける特許権早期取得のための制度として、PPHやASPECがあるが、その利用状況や運用実態を把握し、また、権利活用に関しても、複数の行政機関（知的財産庁法務局、司法省反海賊版タスクフォース、国家捜査局知的財産部）について、何れの機関の利用が効果的かなどについて検討を行っており、11月にはフィリピンへの調査団を派遣し、その実態を調査した。

本テーマについては2014年度の完了テーマとし、「国際第4委員会フィリピン調査団」に関する別冊資料を発行するとともに、フィリピンにおける特許取得・行使上の留意点に関する別冊資料を研究結果として報告することとしている。

(2) 第2小委員会

「シンガポールにおける特許取得と権利行使の実態の調査研究」をテーマとして活動を行っている。

具体的には、2014年2月に改正された特許法について、その内容を把握すると共に実務への影響を検討している。また、知的財産局より公表されているIPハブマスタープランについて、その詳細を把握し検討することとしている。

本テーマについては2014年度の完了テーマとし、11月にシンガポールに派遣した「国際第4委員会シンガポール調査団」に関する別冊資料を発行するとともに、シンガポールにおける特許取得・行使上の留意点に関する別冊資料を研究結果として報告することとしている。

(3) 第3小委員会

「UAE・サウジアラビアにおける特許取得と権利行使の実態の調査研究」をテーマとして活動を行った。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

具体的には、特許取得についてはGCC特許庁、サウジアラビア特許庁、UAE特許庁に調査団を派遣するなどにより実態調査を行った。また、日本ではあまり知られていないこれらの国々の裁判制度、税関における取締りについて調査を行った。

本テーマについては2014年度の完了テーマとし、2014年11月に派遣した「国際第4委員会UAE・サウジアラビア調査団」に関する別冊資料を発行するとともに、UAE・サウジアラビアにおける特許取得・行使上の留意点に関する別冊資料を研究結果として報告することとしている。

(4) 第4小委員会

「トルコにおける特許取得と権利行使の実態の調査研究」をテーマとして活動を行った。

具体的には、特許取得についてトルコ特許庁に調査団を派遣するなどにより実態調査を行うとともに、トルコ知的財産専門裁判所や税関を訪問し、権利行使の実態について調査を行った。

本テーマについては2014年度の完了テーマとし、2014年11月に派遣した「国際第4委員会トルコ調査団」に関する別冊資料を発行するとともに、トルコにおける特許取得・行使上の留意点に関する別冊資料を研究結果として報告することとしている。

医薬・バイオテクノロジー委員会

1. 構成

医薬・バイオテクノロジー委員会は、医薬・バイオテクノロジーに関連する事業を行う会員企業メンバーで構成されており、今年度は委員長1名、委員長代理1名、副委員長4名、委員16名の合計22名で活動しています。地域別では関東近郊メンバー19名、関西近郊メンバー3名、男女別では男性13名、女性9名となっています。知的財産協会の専門委員会の中では、一番こじんまりとした委員会になりますが、懇親会や宿泊会合の参加率がほぼ100%という強みに繋がっています。

2. 活動方針

医薬・バイオテクノロジー委員会は、バイオテクノロジー、医薬又は診断分野を含むライフサイエンス分野における的確な保護を求めめるためのグローバルな意見提言を発信することを活動方針としています。医薬品分野では、特許権存続期間延長制度、先発品メーカーと後発品メーカーとの後発品訴訟、治療方法を含む第二医薬用途発明の特許性など他の業界の会員企業には聞きなれない業界スペシフィックな課題が多いのですが、本委員会では専門性を活かして、より深い検討・議論を行えるのも大きな特徴です。本委員会では2004年度から様々な発明カテゴリーに関する日米欧の審査比較研究や重要審判決研究を行い、知財管理に発表しています。

3. 第1小委員会活動

今年度は特許庁と裁判所の判断に相異があった日本の審判決事例を抽出・分析し、その判断傾向分析を会員企業に提供することを目的として、対象事例を拒絶理由・発明の種類別に抽出・分析しています。特に医薬品分野で注目度が高い2014年5月の特許権存続期間延長に関する知財高裁大合議判決も対象事例に含めており、会員企業へのアンケートを実施するなどして、あるべき特許権存続期間延長制度の姿を提言したいと考えています。



(2014. 10 花巻市での小委員会風景)

4. 第2小委員会活動

今年度はグローバル医薬品企業の知財活動の対照指標（ベンチマーク）となる情報を会員企業に提供することを目的として、医薬品ごとの出願・権利化行動（発明カテゴリー、出願時期、出願国数、

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

製品開発との時期的関係など)を調査すると共に、明細書の記載内容(薬理データの記載方法など)と権利化過程を解析しています。本委員会では、従来の審査比較研究・審判決研究に加え、医薬品分野の知財戦略に関する提言も行っていきたいと考えています。



(2014. 10 花巻市での小委員会風景)

5. その他の活動

世界の患者さんにより優れた医薬品を提供できる法環境作りに貢献するため、全世界の特許制度改正案等に対して要望書を提出しています。今年度の実績としては、米国101条特許適格性ガイダンス、韓国薬事法改正案、インド医薬発明審査基準案、日本薬事法改正に伴う特許期間延長審査基準改訂案などに対する要望書を提出しました。また、特許庁・審査基準室や日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会との意見交換会を毎年開催して交流を深めると共に、活発な意見交換を行い委員会活動に役立てています。

今後も多くの会員企業が参加したくなる魅力的な委員会になるよう鋭意努力して参ります。